

平成30年度

第5回中部アマゴルフ研修会競技

日 程：平成30年12月7日(金)

場 所：名古屋ゴルフ倶楽部

中部アマゴルフ研修会

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則26)
ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。青杭を立て白線をもって標示してある区域は、プレー禁止の修理地である。ただし、次のものも含む。
(a) 張り芝の継ぎ目；規則付I(B)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けなければならない。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)
4. 動かさない障害物(規則24-2)
(a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
(c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
(d) 道路に囲まれた植込み(その区域内から生育している樹木を含む)はその道路の一部とみなす。
 - ・ 12番ホール左
 - ・ 13番ホールティーインググラウンド左
 - ・ 16番パッティンググリーン後ろ(アウトオブバウンズと接している区域を含む)
 - ・ 17番ティーインググラウンド左
(e) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は2打。**
5. コースと不可分の部分
樹木保護のための巻物施設(巻網など)添木はコースと不可分の部分とする。
6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡沿える

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
(a) 『適合ドライバースヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。
(ゴルフ規則 176 ページ参照)
(b) 溝とパンチマークの規格
『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』
(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格
『公認球リストの条件・付属規則 I (C) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合に、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。
陰悪な状況によるプレーの中断の場合の信号は、「1 回の長いサイレン」とする。
プレーの即時中断 1 回の長いサイレン
プレーの中断 連続する 3 回のサイレン(繰り返し)
プレーの再開 2 回のサイレン(繰り返し)
7. 練習
ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2) 『規則付 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)
ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属 I (C) 5 b』を適用する。
(ゴルフ規則 181 ページ参照)
8. 移動
委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移

動用の機器にも乗ってはならない。ただし、オートレーンは使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 11-4、11-5、15-3 と 20-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属 I (C) 8』を適用する。(ゴルフ規則 183 ページ参照)**

9. キャディー(規則 6-4 注)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属 I (C) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)**
10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
12. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
13. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の短縮
本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホール of ティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 12 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱(24 球)を限度とする。
7. ティーマーカーは、一般の部は青色、シニアの部は白とする。
8. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 本競技では、「距離計測機器」を使用することはできない。

12. ショートホールにおいて、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組のプレーヤー全員がティーイングランドまで来ている場合、グリーン上にある球の位置をマークしてすべて拾い上げ、後続組にティーイングランドからプレーさせることができる。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時00分よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時00分よりオープン。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
 4. バッグは口径9インチ、重量は13キロを超えないこと。

競技委員長 泉 憲 一